

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	ただ	かず

地域商業活性化支援事業補助金に関する住民監査請求について（通知）

令和元年 11 月 22 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理しないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

令和元年 11 月 22 日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の要旨

東灘区の岡本商店街振興組合は平成 26 年度から 28 年度に、3 年計画型の神戸市地域商業活性化支援事業ギフトブック事業に補助金を申請し、3 か年で 10,274,000 円の補助金を受給した。

そのうちカタログブックの作成で、組合から委託を受けた業者は平成 26 年度 100 万円、27 年度 140 万円、平成 28 年度は 108 万円を受け取っている。ギフトブック事業を委託された事業者は、「1 年目、2 年目はカタログを作成したが、3 年目についてはお金はもらったが、カタログブック作成はしていない」「契約書、見積書、請求書は私どもが作成したものではない」「受け取ったお金で他のチラシ作成や物品を購入した」と述べた。

本事業には神戸市が平成 28 年度に 285 万円補助しているが、その中の少なくとも 108 万円は適切に使用されておらず、補助金の目的外採用による詐取というべきものである。

2 求める措置

- (1) 神戸市が平成 28 年度に補助した 285 万円のうち少なくとも 108 万円は適切に使用されておらず、厳正な調査の上当該組合に速やかに返還させるよう求めること。
- (2) 神戸市の補助金規則第 15 条、第 16 条に定めがあるが、領収書の添付のないものでも決算報告書であると認め支給している事実もあり、全ての報告書に領収書添付の要ありと明記するよう要望すること。
- (3) 商店街を監督する立場で岡本商店街に数々の補助金を支出してきた神戸市は補助金が適正に使用されたか等、公金の適正な執行確認の監査を求める。

第 2 受理できない理由

本件請求で摘示される岡本商店街振興組合に対する平成 28 年度補助金の補助対象経費 108 万円に関する部分については既に市から補助金返還請求が行われて返還されており、市に損害が発生している状況にはない。

よって本件請求は、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理しない。

市においては当該組合が過去に利用した補助事業のうち公文書管理規程による保存年限内の平成 21 年度以降のものについて調査し、業務や支払いの確認できなかった事業または本来補助対象でなかった事業にかかる補助金 554 万円が返還されているが、本当に他になにか全貌を解明し、再発を防止する方策を講じられたい。当該組合は、10 年以上継続して補助を受けてきているが、長期にわたって同じ団体が補助を受け続けることが不正の温床にならないのか、補助を受ける側に自主監査機能は必要でないのかなどについても検討し、公正性を確保して説明責任を果たす制度とされたい。